

2020 年度

京都府予算編成に対する要望書



2019 年 11 月
公明党京都府議会議員団

京都府知事 西脇 隆俊 様

2020 年度京都府予算編成に対する予算要望

「誰一人取り残さない京都の構築」をめざして

世界経済の動向や消費税率の引上げによる影響の下、京都経済が抱える人手不足や産業振興、中小企業の事業承継など課題への対応を急ぐとともに、さらなる発展に取り組まなければならない。

また、近年頻発する激甚災害から府民の生命や財産を守る防災、国土強靱化による府域のインフラ整備は喫緊の課題である。今こそ将来の安心安全をも見据えた予防保全型「防災減災ニューディール」をさらに推進することを強く求めたい。

いまや「人生 100 年時代」を迎え、すべての世代が安心できる全世代型社会保障制度の構築は急務であり、そのためには多様な府民のニーズに即し地域の様々な声を受け止めた課題解決が重要である。

公明党京都府議会議員団は、安心安全の確立、府民福祉の向上、均衡ある府域の発展、共生社会の実現、そして何よりも「誰一人取り残さない京都の構築」をめざし、さらには世界に貢献する京都府となることを求め、令和元年の秋、2020 年度の予算要望を行う。

西脇知事におかれては、この提言を予算編成に反映されることを強く要望する。

2019 年 11 月

公明党京都府議会議員団

団長 林 正樹

代表幹事 諸岡美津

山口 勝

村井 弘

小鍛冶 義広

重点要望項目（19 項目）

1. 新総合計画の推進においては、数値目標にもとづく客観的な検証を行いながら、重点項目の事業化にあたっては、必要な財源を確保して円滑に進めていくこと。
2. 「子育て環境日本一に向けた職場づくり」については、宣言を行う企業数の目標必達に取り組むとともに、各企業における宣言や行動計画の推進を伴走型で支援すること。
3. 「京都観光交流圏」における周遊・滞在型観光をより一層促進するとともに、持続可能な観光地域づくりや、観光を支える人材の確保・育成を拡充すること。
4. 災害時のライフライン途絶からの復旧においては、平時から関連事業者と緊密に連携し、ライフラインの防災性向上を図るとともに、途絶時の対応体制を取り決めるなど、万全の対策に取り組むこと。
5. 台風・豪雨・土砂災害などの自然災害に伴う避難情報の発表については、府民の適切な避難行動につながるよう、市町村の避難判断・意思決定や発表・伝達を支援するシステムの強化に取り組むこと。
6. 就職氷河期世代の就労支援
 - （1）オール京都での施策推進、相談支援体制の構築、能力開発・研修など、同世代の安定就業にむけたきめ細やかな支援を行うこと。
 - （2）積極的に採用する企業を発掘し、ニーズに応じた適切な求人が出来るように各種支援策を講じること。

- (3) 同世代の就労にむけたマッチングを丁寧に行うとともに、試行雇用や本採用した際の助成・支援策を構築すること。あわせて、京都府自身による直接雇用を行うこと。
7. 認知症施策推進大綱に示された共生と予防という方針を踏まえ、京都認知症総合センターでの取組を圏域に展開するとともに、認知症リンクワーカーの配備拡充、認知症サポーターの活用などを通じて、地域ぐるみで認知症当事者及び家族を支える体制を強化すること。
8. 子どもの虐待事案に対し、児童相談所など対応体制の更なる拡充と、市町村、警察、学校、幼稚園、保育園など関係機関との情報共有・連携体制をさらに強化すること。
9. 京都府におけるキャッシュレス化の推進にあたり、府民の利便性を向上し、時代に適応した会計制度を推進するため、収入証紙制度を廃止するとともに、府民利用施設におけるキャッシュレス決済の導入を図ること。
10. 「大人の救急電話相談事業」#7119 の導入にあたっては、先進事例を参考に効果的な制度とすること。
11. 私立高等学校等の授業料実質無償化においては、国の就学支援金上限額引き上げの状況を踏まえつつ、京都府による新たな独自支援策を構築すること。
12. 文化政策の推進
- (1) 「京都府文化力による未来づくり条例」 に基づく基本計画の推進においては、文化芸術自体の発展とともに、府域の地域文化発掘を行い、府民が幅広くその恩恵を享受できるよう取り組むこと。

- (2) 京都ならではの文化財の活用も含めた多様な文化行政を展開すること。
あわせて府民の理解が進むよう広報周知に取り組むこと。

13. 真に実効性ある働き方改革

- (1) 中小企業・小規模事業者による働き方改革の推進においては、京都働き方改革推進支援センターも積極的に活用しながら、きめ細やかに支援すること。
- (2) 京都府における長時間労働の要因の分析や人事管理の在り方について、取組を強化すること。
- (3) 地方自治法改正による「同一労働同一賃金」を推進するための地方公務員の「非正規職員」に係る待遇改善については、期末手当・昇級を含めた財政的諸課題等について、国への要望など早期にその対応につとめること。
- (4) 女性が活躍できる環境整備については、活躍支援拠点「ウィメンズベース」や「女性活躍応援マネージャー」を積極的に活用し、あらゆる分野での女性登用を推進するとともに、多様な働き方の普及や再就職支援等を推進すること。
- (5) 教員の過重な勤務状況を改善するため、部活動の休養日の設定、外部指導者の採用などを積極的に実施すること。

- ### 14. 障がい者・高齢者を含む誰もが旅行を楽しむことが出来るユニバーサルツーリズム環境整備のため、バリアフリー情報の提供や旅行サポート等、地域の受入体制を拡充するとともに、旅行商品の開発についても支援すること。

15. 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにむけて施設整備や指導者育成を推進し、スポーツ振興や競技力の向上などを図る支援策を拡充すること。
16. 生涯スポーツがより広く府民に普及するよう、市町村との連携を密にし、施設の充実や機会を増やすとともに、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西への積極的な参加を促進すること。
17. 性的少数者への不見識な偏見や、当事者が不当な扱いを受ける社会的困難事例などの解決に向け、LGBT、SOGIESC が理解されるよう、啓発活動、相談体制の拡充、教育現場での取り組みを強化し、多様性が尊重される社会の構築をめざすこと。
18. 特殊詐欺対策においては、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、関係機関・事業者とも連携し、その摘発検挙につとめること。
19. 動物虐待への対策として、京都府警、京都市を含む各市町村や関係機関等と連携のもと、電話や LINE などの SNS による一括相談窓口を設置し、虐待された動物のケアも含め動物愛護の取組をより一層進めること。

予算要望項目

1. ICOM の開催を受け、国と連携し府内の美術館・博物館の多言語対応の強化など、機能向上につとめること。
2. 人口減少地域における活性化策を強化すること。たとえば他府県と隣接する相楽東部地域においては、三重県や奈良県との府県横断型の地域連携を図り、交流人口の増加、医療圏の相互連携の強化、企業の誘致、お茶産業の創出などを図ること。
3. 経済界と協同し、廃業志向の企業の掌握、後継者課題の解決、事業継承への助言をより丁寧に行い、事業継続により廃業志向を止めること。
4. 人手不足解消のため、外国人労働者による優秀な人材確保を求める企業を支援するとともに、労働条件や生活環境についてもしっかりと把握していくこと。
5. 百舌鳥・古市古墳群が世界遺産となった大阪府等と連携し、本府の前方後円墳や埋蔵文化財の研究を深め、その成果を活用して、新たな観光資源を開発し、観光誘客の増加につとめること。
6. 京都府の公共オープンデータやビッグデータの利活用においては、政策分析精度の向上、住民サービスの向上、行政の生産性向上、官民協働による公共サービスの推進などに資するものとなるよう民間事業者や市民と連携しながら取り組むこと。
7. 地域振興公社を活用し、観光資源の発掘や地元産業の活性化・雇用の創出につながるよう、市町村に密着した支援を行うこと。

8. 住宅宿泊事業（民泊）については、無許可営業の事業者に対して法令を遵守するよう行政指導を強化するとともに、届出事業者に対しても宿泊者や近隣住民の安心・安全確保にむけて実態を把握し、適切に指導すること。
9. 京都府における国際化の推進においては、「国際化推進政策監（仮）」を設置し、全庁体制で総合的かつスピーディーに対応できる体制の構築を図ること。
10. コンテンツツーリズムの振興については、コンテンツホルダーや府内各 DMO、交通事業者、旅行業者、地域と連携し、その推進を図ること。
11. 豚コレラ対策においては、感染が広がらないよう、豚等飼養施設の衛生管理強化と、感染拡大の要因とされる野生イノシシ対策に取り組むこと。
12. ヒアリなどの特定外来生物対策においては、国との連携を図り、府民の生命・健康や産業に被害を及ぼすことがないよう、防除対策を強化すること。
13. 複数の災害が同時あるいは連続して発生する複合災害や多くの府県が同時被災する広域巨大災害など、災害対応・復旧復興の困難性が増すこれら災害を想定した総合的な対策を推進すること。
14. 新たな洪水想定に対応出来るよう、淀川水系の桂川、宇治川、木津川の現計画での整備を早期に促進すること。特に、桂川については三川の安全に係ることからも最優先で整備すること。

15. 連続で発生する大雨による洪水対策を強化すること。府北部においては由良川水系の水位低下方法を検討するとともに、法川や弘法川の内水排除を強化すること。また、高野川、伊佐津川に関しては、溢水対策を進めること。府南部においては整備計画に基づき改修を早急に進めるとともに、大戸川ダムの役割については、京都府として再議論を開始すること。
16. 外国人観光客等に対する台風・豪雨や地震など災害発生時の情報提供体制を関係機関と連携を図り構築すること。あわせて、帰宅困難者対策についても、京都市をはじめとする市町村と連携をしながら、府域の観光地ごとに対策の充実強化を図ること。
17. 各市町村との連携のもと、ダムの放流も想定した避難訓練や、外国人住民、観光客に対する災害警報の発令から避難においても、ソフト・ハード両面で取組を一層進めること。
18. 南海トラフ巨大地震や京都直下型地震を想定し、発災後の復旧を推進する家屋被害認定士制度の導入・推進を図ること。
19. 原発事故に備え、広域避難計画に基づく PAZ 及び UPZ 内住民の避難に係る誘導體制、輸送手段の確保、汚染検査及び除染体制の整備、避難先とのマッチングなど、国、関係市町、関西広域連合や事業者と協議を重ねながら体制を強化すること。
20. 防災上の課題がある密集市街地については、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備など、市町村が取り組む施策への支援を拡充すること。

21. 住宅用火災警報器については、電池切れ等の時期を迎えていることから、関係機関・団体と連携し、警報器及び電池の交換等に係る周知広報や働きかけを強化すること。
22. 災害時用備蓄としての乳児用液体ミルクの早期導入を図ること。
23. 京都府内の企業育成のため、各部連携のもと、積極的に公共調達、公共工事への参入を促進する仕組みづくりを構築すること。
24. 多様な分野での活用が期待されるドローンについては、研究機関・大学・企業等とも連携し、その研究・活用・普及を図ること。
25. ICT を活用したふるさとテレワークの推進については、企業・自治体・NPO 等によるサテライトオフィスやテレワークセンターの開設・運営への支援、進出企業の誘致や地域・地場産業とのマッチング、補助や税額控除による財政支援などを通じて、ふるさとテレワークをより積極的に推進すること。あわせて、京都府庁においても、その推進を率先すること。
26. ヘイトスピーチについては、対策法に規定された「実情に応じた施策の実施」という地方自治体の役割を踏まえ、京都府として人権差別や人権侵害が起こらないよう有効な対策を講じること。
27. 食品ロスの削減については、家庭への啓発、企業・団体の参加を求めるとともに、フードバンクへの支援も含め積極的に取り組むこと。また農家とこども食堂を直接マッチングさせるなど、新たな仕組みや可能性についても検証のうえ実施すること。

28. 3 浄水場の連結を生かし、府営水道の全体運営の効率化を進めるとともに、今後発生する施設の修繕費用を最少化することで、府営水道の料金の適正化につとめること。
29. 人口減少と水需要低下が予測される水道行政に関しては、料金と給水の安定化のため、京都府は積極的に受水市町と連携し、今後発生する建設費や修繕費を最小に止められるよう、府営水道の更なる普及につとめること。
30. 再生可能エネルギーについては、太陽光、バイオマス、風力、小水力などこれまでの取組を検証し、多様な主体と連携しながらその導入を促進すること。
31. 水素社会の実現にむけた取組については、府民の理解を深めるとともに、京都の知恵やものづくり技術を活かした水素関連の技術開発を促進し、新たな産業となるよう推進すること。
32. 熱中症対策においては、気象庁が発表する高温注意情報や暑さ指数などを活用し、府民への注意喚起を強化すること。とりわけ、高齢者や子ども、運動スポーツ活動時、夏季イベント時、労働環境など、対象者やケースに応じた対策の普及・啓発を図ること。
33. 駅のバリアフリー化については、乗降客の多寡に加え、沿線住民の利用状況や年齢構成、周辺の医療・福祉施設の有無も勘案した柔軟な整備推進を図ること。
34. 地域包括ケアシステムにおいては、医療・介護・福祉のサービスを一次医療圏で提供できるよう、かかりつけ医を核とした関係者連携を強化するとともに、一人暮らしの方へのケアのため、司法書士や弁護士の参画を具体的に進め、体制構築を進めること。

35. 成年後見制度の普及については、専門家や市町村と連携強化し促進を図ること。
36. ギャンブル等依存症対策基本法を踏まえ、教育の振興、予防関連事業の推進、医療提供体制の整備、相談支援などに取り組むこと。
37. 個人の医療情報を一元化し、健康増進への寄与、医療費の適正化等の効果が期待されるポケットカルテの導入について、その促進を図ること。
38. 医療救護所や避難所等において、災害支援薬剤師等が医薬品の調剤・供給・服薬指導等の業務を行うためのモバイルファーマシー（災害時対応医薬品供給車両）について、関係団体と協議・連携しながら、その導入を支援すること。
39. 少子化対策として、子ども医療費の無料化をさらに推進するとともに、小児科医の確保、コンビニ受診対策としての小児医療に係る相談窓口の充実など、地域の実情を踏まえた対策を講じること。
40. 子どもの貧困対策においては、教育、生活、経済など各支援策が総合的かつ効果的に実施されるよう関係機関と連携を図りつつ推進すること。
41. 高齢者虐待防止対策においては、関係機関との連携により、被害の早期発見・通報、相談体制の強化を図るとともに、被害者の保護やケアなどの体制を確立すること。
42. 企業・経済団体やシルバー人材センター等との連携を強化し、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる多様な就業機会を創出し、意欲のある高齢者とのマッチングを拡充すること。

43. 家庭的養育を推進するため、養育里親の育成・支援、普及啓発を図るとともに、ファミリーホームの整備促進支援を拡充すること。
44. がん検診受診率向上にむけて市町村や企業、医療保険者などと連携して受診啓発を行い、早期発見・治療を推進すること。
45. 府立医大附属病院をはじめとする各がん診療連携拠点病院へのアピアランスサポートセンター設置や、医療用ウィッグ・補整用下着等購入費の助成制度創設を図ること。
46. がん対策については拠点病院の機能強化、緩和ケア、在宅医療など医療体制の整備・充実を図ること。
47. 「就労支援の強化や相談支援・情報提供の充実」によるがんとの共生社会を実現し、がんになっても安心して暮らせる社会を構築すること。
48. 日常の口腔ケアに加え、口腔機能や口腔衛生の維持・向上を図ることによるオーラルフレイル対策を更に推進すること。
49. 全ての新生児が出生時聴覚スクリーニング検査を受けられるよう、出産前から妊婦への丁寧な説明を行うとともに、経済的な負担を軽減する支援制度を創設すること。
50. ピロリ菌除菌等については、2次除菌まで助成を拡充すること。また、高校生への除菌事業については、全高校が対象となるよう取り組むこと。
51. 感染症対策については、新興・再興感染症への対応体制を拡充すること。

52. 吃音に対する理解促進と相談支援体制の構築を拡充するとともに、教育現場における教員の対応力向上のための研修、就労支援や医療提供体制の充実を図ること。
53. 福祉職となる、保育士、社会福祉士、ヘルパーなどの賃金向上を推進すること。
54. 待機児童問題については、京都府保育人材マッチング支援センターなどを通じた人材の確保や地域の実情に即した施設の整備を図るなど、その解消にむけて積極的に取り組むこと。
55. 指定難病が拡大したことから、制度の周知、新たな医療費助成制度の運営、医療体制の整備、療養生活支援、相談体制の充実強化、就労支援などを行うこと。また小児慢性特定疾病の患者が成人しても切れ目のない医療並びに自立支援が受けられるよう対策を強化すること。
56. 医療的ケアの必要な障がいのある児童やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、療養児を支える地域ネットワークの構築、ショートステイのさらなる確保、保育所等に専門的なアドバイスができる児童発達支援センターの設置、関係者への専門研修などに積極的に取り組むこと。
57. 医療的ケアの必要な障がいのある児童の重度訪問介護制度を京都府独自の制度として推進すること。また、保護者の付き添いなく学校生活を送ることができるよう看護師を配備すること。
58. 発達障がい児・者の支援については診断できる医師の養成、生活・就労支援など地域における支援ネットワークの構築を図ること。

59. 障がい者の就労支援については、実態に即した相談から就労、定着までの総合的な支援を行うとともに、未達成企業に対する理解促進、施設・設備の整備、雇用管理など就労に係る総合的なサポートを行うこと。
60. 職場における障がい者に対する虐待を根絶するため、京都労働局とも連携し、府内企業への周知啓発を強化すること。
61. テレワークを活用した障がい者等の就労、とりわけ在宅テレワークの構築を支援するなどして、その推進に取り組むこと。
62. 外国人材の受け入れ拡大に伴い、地域における日本語教育の拡充や空白地域の解消、学校における外国人児童生徒の状況に配慮した学習支援を推進すること。
63. 企業立地の要望が大きい関西文化学術研究都市においては、生産機能の更なる拡大をはかり、関西の生産拠点化を図り、舞鶴港活用、府域全域の産業集積地の活性化を推進すること。またその都市機能を明確化するため名称の変更も検討すること。
64. リカレント教育の拡充においては、京都府立の機関なども活用しながら、再教育・再就職につなげる環境を整備すること。
65. 伝統産業については、新産業との技術の融合による新たな事業展開がなされるよう支援すること。あわせて、担い手の育成に取り組むとともに観光・流通業などと連携し販路拡大を図ること。加えて、歴史的な資産としての保存も検討すること。

66. 小規模事業者への支援においては、とりわけ経営や事業承継、人材確保にかかる取組を強化するとともに、支援策の広報周知も拡充すること。あわせて、今後増加することが見込まれているフリーランスへの支援策を拡充すること。
67. 京都府内における「ブラック企業」の実態把握を進め、劣悪な労働環境が発生しないよう、国の施策と連動を図り、アルバイトの機会が多い学生に情報提供をするなど、府としての取組を強化すること。
68. 農業支援として、ブランド京野菜、また産地名、農業者個人の名称などを活かした新ブランド野菜の拡大を図り、後継者育成や個人農業従事者の支援、新規参入を支援すること。
69. 農業振興に関しては、都市近郊や中山間地などの特色を活かし、法人化や集団化をさらに推進するとともに、JA が核となって進める梱包や集荷の機械化や自動化を支援し、京産品の東京市場開拓を強化すること。
70. 深刻化する耕作放棄地の整備を推進し、新規就農者が参入しやすい環境を整えること。
71. 漁業支援として、京都府海洋センターの研究成果を漁業者に還元するとともに、稚魚の孵化率の向上などの品質改善に努め、利益回収がより高まる漁業者を育成すること。
72. 林業支援として、豊かな森を育てる府民税をより効果的に活用し、府内産木材の普及拡大につとめるとともに、エコ住宅やエコタウンづくりにおいても優先的な活用を図ること。

73. 野生鳥獣被害対策においては、人材育成・確保策の充実を図り、鹿肉・猪肉の有効活用のための技術習得ができるような仕組みづくりを講じること。
あわせて、防護ネットの整備等、ハード対策の強化につとめること。
74. 府営住宅の入居時における保証人制度は撤廃すること。
75. 住宅セーフティネット法にもとづき、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録戸数増加にむけては、関係団体への働きかけを積極的に行うこと。
76. 高齢化が進行する府営住宅においては、居住者と周辺住民や自治体が団地再生やまちづくりについて協議できる体制を構築させるなどし、地域コミュニティの強化にむけて取り組むこと。
77. 低所得高齢者の住宅確保については、サービス付高齢者向け住宅の適切な整備を推進するとともに、空き家活用による住宅提供など支援策の構築を図ること。
78. 都市計画の推進、市町村が計画する土地用途の変更計画の審査が的確に進むよう、市町村との連携をより密接にすること。
79. 再犯防止対策として、犯罪者の就労・住居・生活、保健医療・福祉サービスに係る支援を拡充すること。
80. 分裂化する広域暴力団の浸食を防止するため、警察本部は全力で対策に取り組むこと。また、府民の意識啓発を高め、オール京都による根絶運動を強化すること。

81. 性犯罪を抑止するため、パトロールの強化等実効性ある対策を講じるとともに、24 時間対応の性犯罪相談ダイヤル「＃8103（ハートさん）」や京都 SARA の周知、徹底を図ること。
82. 2022 年 4 月の成年年齢引き下げにむけて、高校・大学等における消費者教育を推進するとともに、消費者保護の取組を拡充すること。
83. 青色防犯パトロールの運行や地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
84. 運転免許の自主返納については、当事者及び家族が相談できる体制を拡充するとともに、市町村・関係団体と連携を図り、自主返納された方に対する各種支援策を強化すること。
85. 高齢者の運転によるアクセルとブレーキの踏み違い等による交通事故防止対策の支援を強化するとともに、先進安全自動車（ASV）の利用促進を図るため購入時の助成制度を創設すること。
86. あおり運転にみられる危険運転などを抑止するための交通事故防止対策を強化すること。
87. 増加する高齢者の免許更新者に対する講習の実施に当たっては、スムーズに受講できるよう対策を図ること。
88. 京都式少人数教育をさらに進めるとともに、学級の人数制を視野に入れた少人数教育の検討と、そのための教員の資質能力向上に取り組むこと。

89. 特別支援学校において、その教育的効果が期待されるヒト型ロボットや3DプリンターなどのICTの導入を促進すること。
90. 特別支援学校の早期の新設を促進すること。特に人口急増地域の実情を十分に把握し、将来にも対応出来る規模を確保すること。
91. 教育現場における未来志向の国際平和教育を推進すること。また、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する拠点であるユネスコスクールの加盟推進及び取組強化を図ること。
92. いじめの未然防止、相談体制の拡充、早期発見、重大事態に対する取組を強化すること。あわせて、私立学校との協調も図ること。またLINEによるいじめ相談に関しては内容を検証し、より効果が得るような取組にしていくこと。
93. 学校現場が抱える多様化・複雑化する課題に適切に対応するため、「チーム学校」の推進を図り、教員が担うべき業務に専念できるようにすること。
94. 府立高等学校における体育館やグラウンド等のハード整備に関しては、優先順位をつけるなどし、早期に整備を進めること。
95. 府立高等学校や特別支援学校の体育館エアコン設置やトイレ洋式化など、施設整備を図ること。
96. 府立高等学校の今後のあり方については、全日制・定時制・通信制の特色を活かし、個性化・多様化している生徒のニーズと生徒数減少に対応できるよう取り組むこと。とりわけ、丹後地域及び口丹地域の府立高等学校のあり方や活性化策については、地元住民の理解が得られるようつとめること。

97. 小児がん等で長期の入院治療をしている児童生徒、とりわけ高校生の学習支援について、訪問学習や非常勤講師の配置、遠隔授業などを推進すること。
98. 不登校対策については、学びアドバイザーの拡充や心の居場所サポーターの配置を推進するとともに、フリースクールとの連携を図るなど、不登校の子どもが生き生きと学べる環境の整備により一層取り組むこと。
99. プログラミング教育については、ICT 時代に対応する能力向上に資する実効性ある内容となるよう、外部の人材の積極的な活用などにつとめること。
100. 識字障がいによる発達しょうがい児・者の対策を進めるため、研究機能を持つ教育機関との連携、さらに強化するため府立医科大学に研究機関を設立し、その対応を始めること。
101. 18 歳選挙権導入の実情を踏まえ、初等・中等教育での主権者教育を推進するとともに、大学キャンパス内等への期日前投票所の設置など、投票機会の拡充を通じて若者の政治参加をより一層促進すること。



公明党京都府議会議員団